

平成 23 年第 2 回定例会 反対討論（平成 23 年 7 月 6 日）

## 【討論項目】

### 1. 人事同意案件（人事委員）について（反対討論）

## 【本文】

### 1. 人事同意案件（人事委員）について（反対討論）

#### ■ 討論（しもづる）

無所属の下鶴隆央でございます。

平成二十三年第二回定例会議案第六二号鹿児島県人事委員会の委員の選任について同意を求める件につき、反対の立場から討論を行います。

まずもって、当該候補者は、県行政の経験も長く、そして各分野を経験していることから、人事行政に高い識見を有する者と認められるところではございますが、人事委員会に求められる説明責任並びに第三者機関としての公平性が満たせないと考え、以下、反対理由を申し上げます。

反対理由の第一は、県庁職員出身者であることです。

人事委員の権限は、地方公務員法第八条第一項に規定されており、人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をすることなどが定められているところであります。

前者のいわゆる人事委員会勧告は、例えば公務員給与についての勧告が主たるものとして挙げられますが、近年特に、住民に対する説明責任が特に求められてきているところであります。

総務省の人事委員会の機能強化及び連携方策等に関する検討会報告書においても、「地方公務員の給与がどのような調査結果に基づいて決定されているのかをわかりやすく議会や住民に対して説明することは、人事委員会の重要な役割であり、説明責任も以前にも増して積極的に果たしていく必要がある」と明記されているところであります。その他、財政審等でも同様の議論がなされているところであります。

三人しかいない人事委員のうち一名、率にして三三・三％を当の県庁職員出身者が占めることは、この説明責任を県民の皆さんに対してしっかりと果たしていく上で非常に望ましくない、県民の理解が得られないと考えます。

また、人事委員会の権限につき、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をすること、いわば準司法的機能を担うわけですが、そこで求められるのは第三者機関としての公平性であります。

例えば、免職、停職、その他の懲戒処分を受けた職員が、その軽減を求めて不服申し立てを行う場合がありますが、不服申し立てを受ける側の人事委員会が、そのうち三三・三％を当の県庁職員出身者が占めることは、第三者機関としての公平性を損なうものであり、ひいては制度自体への県民の信頼性を損なうものであると考えます。

加えて、そもそもこの人事委員会を含む行政委員会は、占領期にアメリカの制度を移植する形で導入されたものでありますが、その起源は、十九世紀末、鉄道敷設料金をめぐる紛争解決、すなわち準司法

的機能を期待され、第三者機関としての公平性を期待されて設置されたものにさかのぼります。

その経緯、制度趣旨をかんがみても、第三者機関としての公平性は非常に強く要請されるところであり、県庁職員出身者の人事委員への登用はこれに反するものであります。

なお、人事委員への公務員出身者の登用は他県でも長らく行われてきたところでありますが、脱却する動きも見えつつあります。

少し古い資料ですが、平成十八年の総務省地方分権二十一世紀ビジョン懇談会に提出された資料によりますと、当時四十七都道府県中十県において、人事委員に公務員出身者を登用していないという状況です。

そして、反対理由の第二は、情報公開のおくれであります。

鹿児島県の人事委員会では、ホームページ上で議案はおろか人事委員の経歴、そして氏名までもが公開されていない状況です。他県と比べて非常におくれている状況であり、この状況に対して、過去四年間人事委員を務めた当該候補者は責任があると考えます。

人事委員は、地方公務員法第九条の二の規定により、心身の故障並びに非行等以外では罷免されない仕組みになっており、県民の負託を受けた我々議会でその人選を審議できるのは、四年に一度の委員任期満了時しかありません。今このときに、県民に対して説明責任を果たし、第三者機関としての公平性を保証できる人選を責任を持って議会として行うべきであります。

また、確かに人事委員には、人事行政に対し識見を有することも求められますが、それは、民間の人事管理に長らく従事し、精通した人物を人事委員として充て、人事行政の細かな点は事務局の活用により、説明責任、第三者機関としての公平性と両立することができると考えております。

したがって、平成二十三年第二回定例会議案第六二号鹿児島県人事委員会の委員の選任について同意を求める件につき、反対を改めて表明し、そして先輩議員の皆様方にもぜひ反対に投じていただきますようお願い申し上げます、討論を終わります。

ありがとうございました。